

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、北陸電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 31（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから北陸電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、北陸電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の適用を受けている場合で、北陸電力株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、北陸電力株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 接続供給電力量の算定

北陸電力株式会社の供給地点のうち、低圧で供給する場合で30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合における接続供給電力量は、託送供給等約款 31（電力および電力量の算定）(8)ならびに附則 8（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(1)イお

よび口後段の規定にかかわらず、記録型計量器以外の計量器の読みによるものとしたします。

料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）と前回の検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約を開始した場合は、原則として開始日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する記録型計量器以外の計量器の場合は、乗率倍するものとしたします。）いたします。

なお、北陸電力株式会社が定める低圧特別約款の「時間帯別電灯」、「季節別時間帯別電灯Ⅰ」および「季節別時間帯別電灯Ⅱ」（以下、あわせて「時間帯別小売契約」といいます。）の適用を受けている供給地点であって、記録型計量器以外の計量器による計量を行なう場合の託送供給等約款における昼間時間帯の接続供給電力量は、供給地点ごとに、時間帯別小売契約における昼間時間帯に計量された昼間電力量に、料金の算定期間における託送供給等約款における昼間時間数を時間帯別小売契約における昼間時間数で除したものを乗じることにより算定することといたします。また、託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

7 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとしたします。